



熊本県公報

第 1 1 8 3 1 号

平成 21 年 8 月 11 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○地方卸売市場の廃止	(団体支援総室) 1
○熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部改正	(少子化対策課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 2
○指定介護老人福祉施設の指定	(〃) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 2
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃) 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	(〃) 3
○道路の供用開始	(〃) 4
公 告	
○公共測量の実施	(監理課) 4
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画・技術管理課) 4
○土地改良区役員の退任及び就任	(〃) 5
○第 1 回くまもとの夢 4 カ年戦略推進委員会の開催	(企画調整課) 6

告 示

熊本県告示第 7 6 1 号

卸売市場法（昭和 4 6 年法律第 3 5 号）第 6 0 条の規定により次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、熊本県卸売市場条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 6 7 号）第 3 7 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 8 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社新熊本花市場
熊本市田崎町 4 8 4 番地
- 2 廃止許可年月日
平成 2 1 年 7 月 3 1 日

熊本県告示第 7 6 2 号

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 2 1 年 8 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項（平成 4 年熊本県告示第 2 6 1 号の 1 4）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「連帯保証人」の次に「（第 4 条に規定する連帯保証人をいう。以下同じ。）を立てる場合にあつては連帯保証人」を加え、同項第 5 号中「連帯保証人」の次に「を立てる場合にあつては、連帯保証人」を加える。

第 4 条第 1 項中「申請者」を「政令第 8 条第 4 項又は第 9 条第 1 項の保証人」に、「を 1 人以上立て」を「とし、1 人以上で」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 条第 1 項中「のほか」を「を立てた場合にあつては連帯保証人とともに」に、「場合には」を「場合にあつては」に改める。

第 3 1 条第 2 項中「及び連帯保証人」を「（連帯保証人を立てた場合にあつては、借受人及び連帯保証人）」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 2 1 年 8 月 1 1 日から施行し、平成 2 1 年 6 月 5 日（次項において

「適用日」という。)から適用する。
 2 この要項による改正後の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の規定は、適用日以後の申請に係る母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けについては、適用日前の申請に係る母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

熊本県告示第763号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所 白川の里 熊本市小山町2493番地	社会福祉法人白川園	平成21年8月1日

熊本県告示第764号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所 白川の里 熊本市小山町2493番地	社会福祉法人白川園	平成21年8月1日

熊本県告示第765号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条の規定により公示する。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護老人福祉施設）

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホーム白川の里 熊本市小山町2493番地	社会福祉法人白川園	平成21年8月1日

熊本県告示第766号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
短期入所生活介護事業所白川の里 熊本市小山町2493番地	社会福祉法人白川園	平成21年8月1日

熊本県告示第767号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
短期入所生活介護事業所白川の里 熊本市小山町2493番地	社会福祉法人白川園	平成21年8月1日

熊本県告示第 7 6 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 8 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
白川の里居宅介護支援事業所 熊本市小山町 2 4 9 3 番地	社会福祉法人白川園	平成 2 1 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 6 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 8 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 白川の里 熊本市小山町 2 4 9 3 番地	社会福祉法人白川園	平成 2 1 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 7 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 1 年 8 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 白川の里 熊本市小山町 2 4 9 3 番地	社会福祉法人白川園	平成 2 1 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 7 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 8 月 1 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 8 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 1 9 号	八代市坂本町荒瀬字荒瀬山 1 0 番 1 地先から 同町川嶽字堂ノ窪 1 8 9 番 1 地先まで	前	18.7 ～ 34.2	68.0	緊道整 B 防災 (法面 保護工)
			後	28.3 ～ 58.3		
		八代市坂本町川嶽字尾上 1 7 9 5 番 1 地先から 同所 1 7 9 5 番 1 地先まで	前	16.6 ～ 31.4	44.0	
			後	22.0 ～ 63.1		

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 8 月 1 1 日

熊本県告示第 7 7 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年8月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町目丸字金地 又2556番3地先から 同所 2548番地先まで	前	3.5 ～ 6.1	55.8	単道改 (改築 による 拡幅の ため)
			後	3.6 ～ 27.6		

2 区域を変更する期日 平成21年8月11日

熊本県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年8月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南田内大臣線	上益城郡山都町下市字小倉迫 267番地先から 同町長原字小倉迫 701番2地先まで	189.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年8月11日

公 告

熊本県公告第433号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊本地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（地図混乱地域における不動産登記法第14条第1項地図作成）	平成21年8月1日から 平成22年3月31日まで	熊本市大江二丁目

熊本県公告第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営宇城東部2期地区（大井早工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧に供する書類

変更後の県営宇城東部2期地区（大井早工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し

2 縦覧期間

平成21年8月12日から平成21年9月8日まで

3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第435号

球磨郡山江村に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	尾崎 正光	人吉市上原田町字尾崎1537番地
理事	中村 一穂	球磨郡錦町大字木上東599番地1
理事	中村 隼人	球磨郡錦町大字木上北1585番地
理事	東 日出邦	球磨郡多良木町大字多良木163番地1
理事	椎葉 鉄己	球磨郡多良木町大字黒肥地3259番地9
理事	五嶋 政一	球磨郡あさぎり町須恵2663番地
理事	北川 一之	球磨郡あさぎり町須恵2956番地
理事	田原 修太	球磨郡あさぎり町深田北1086番地
理事	吉松 一郎	球磨郡あさぎり町深田西2323番地
理事	中村 聖二	球磨郡相良村大字深水1925番地
理事	稲留 貢	球磨郡山江村大字山田乙939番地
理事	久保山 紳生	球磨郡山江村大字山田丙952番地
理事	一瀬 清一	球磨郡山江村大字山田丙596番地
理事	田中 信孝	人吉市鬼木町280番地
理事	森本 完一	球磨郡錦町大字一武1067番地
理事	松本 照彦	球磨郡多良木町大字槻木153番地1
理事	愛甲 一典	球磨郡あさぎり町須恵5871番地
理事	徳田 正臣	球磨郡相良村大字柳瀬50番地
理事	内山 慶治	球磨郡山江村大字山田乙503番地
監事	三川 時則	球磨郡山江村大字山田丁989番地の1
監事	田原 茂久	球磨郡あさぎり町須恵7047番地
監事	桑原 十郎	球磨郡錦町大字木上東175番地2
就任		
理事	尾崎 正光	人吉市上原田町字尾崎1537番地
理事	中村 隼人	球磨郡錦町大字木上北1585番地
理事	五條 近司	球磨郡錦町大字木上東4番地1
理事	椎葉 鉄己	球磨郡多良木町大字黒肥地3259番地9
理事	久保 良國	球磨郡多良木町大字多良木4620番地
理事	北川 一之	球磨郡あさぎり町須恵2956番地
理事	五嶋 政一	球磨郡あさぎり町須恵2663番地
理事	田原 修太	球磨郡あさぎり町深田北1086番地
理事	吉松 一郎	球磨郡あさぎり町深田西2323番地
理事	中村 聖二	球磨郡相良村大字深水1925番地
理事	上村 正通	球磨郡山江村大字山田乙1480番地
理事	久保山 紳生	球磨郡山江村大字山田丙952番地
理事	一瀬 清一	球磨郡山江村大字山田丙596番地
理事	田中 信孝	人吉市鬼木町280番地
理事	森本 完一	球磨郡錦町大字一武1067番地
理事	松本 照彦	球磨郡多良木町大字槻木153番地1
理事	愛甲 一典	球磨郡あさぎり町須恵5871番地
理事	徳田 正臣	球磨郡相良村大字柳瀬50番地
理事	内山 慶治	球磨郡山江村大字山田乙503番地
監事	三川 時則	球磨郡山江村大字山田丁989番地の1

監事	桑原 毅紀
監事	桑原 十郎

球磨郡あさぎり町須恵6番地
球磨郡錦町大字木上東175番地2

熊本県公告第436号

第1回くまもとの夢4カ年戦略推進委員会を次のとおり開催する。

平成21年8月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成21年8月19日(水)
午後1時00分から午後3時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ 「たい樹」
- 3 内容
くまもとの夢4カ年戦略の推進状況等に係る審議
(1) 政策評価について
(2) 県民アンケートの調査結果について
(3) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従い入室することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総合政策局企画調整課企画推進班
(電話 096-333-2020)